

発議案第 1 号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書  
について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 3 月 26 日

提出者	盛岡市議会議員	寺長根	浩
賛成者	盛岡市議会議員	細川	由香里
〃	〃	後藤	百合子
〃	〃	兼平	孝信
〃	〃	大畑	正二
〃	〃	豊村	徹也

盛岡市議会議長 櫻 裕子 様

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書（インボイス）等を発行してもらう必要があります。発行してもらえない場合は税負担増となります。そのため、年間売上額1,000万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められることとなりますが、インボイスの発行のために課税事業者になると消費税の申告・納付が義務づけられるため、税と事務の負担を負うこととなります。また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの消費税相当の値下げ要求や取引排除を覚悟しなければいけない懸念が強く指摘されてきました。

施行から2年が経過しましたが、小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が噴出しています。結果として、消費税納付のための借入れや廃業といった声も上がっており、インボイス制度が事業活動や国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではありません。令和5年9月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約54万筆が当時の岸田文雄首相側に手渡されています。

消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など多岐に渡り、これらの人々が廃業・引退すると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び、多くの国民の不利益につながります。インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営を取り巻く環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ません。

よって、国においては、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和8年3月26日

盛岡市議会